

九州・山口9県災害時応援協定改定のポイント

○対象の拡大

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等



第1条 災害等

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

○応援の種類追加

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 物資集積拠点の確保
- 七 災害廃棄物の処理支援
- 八 その他応援のため必要な事項



第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第2条第一号に基づく応援の種類
一～八 → イ～チ
- 二 第2条第二号に基づく応援の種類
イ 検体検査
ロ マスク、防護服等の医療資機材
ハ その他応援のため必要な事項